

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成27年6月9日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時02分

出席者 委 員 委員長 平 池 紘 士

茂 呂 健 市 小久保 かおる 白 石 幹 男

氏 家 晃 天 谷 浩 明 永 田 武 志

福 田 裕 司

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 針 谷 育 造

広 瀬 昌 子 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

大 川 秀 子 千 葉 正 弘 入 野 登志子

大 武 真 一 海老原 恵 子 小 堀 良 江

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

課長補佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	高橋	一典
保健福祉部長	奈良部	俊次
保健福祉部副部長	臼井	春江
保険医療課長	藤平	恵市
社会福祉課長	藤田	正人
子ども課主幹	中田	勉
保育課長	中野	達博
高齢福祉課長	首長	正博
参事兼健康増進課長	大木	富江

平成27年第2回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成27年6月9日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第58号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 2 議案第59号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 3 議案第60号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 4 議案第61号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 5 議案第71号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第72号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第73号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第74号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第64号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）
- 日程第10 議案第65号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第66号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（平池紘士君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（平池紘士君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（平池紘士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程の追加

○委員長（平池紘士君） ただいまから議事に入ります。

初めに、副委員長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、副委員長の互選を日程に追加したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、副委員長の互選を日程に追加することに決定いたしました。

◎副委員長の互選について

○委員長（平池紘士君） 副委員長の互選はどのように取り計らえばよろしいか、その方法についてお諮りいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 推薦がよろしいかと思っております。

○委員長（平池紘士君） 指名推選の方法により副委員長を互選することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、指名推選の方法により副委員長を互選することに決定いたしました。

お諮りいたします。副委員長にはどなたを指名いたしましょうか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 茂呂委員を推薦いたします。

○委員長（平池紘士君） ただいま茂呂委員との声がありますが、そのほかにご意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） はい。

ただいま茂呂委員との声がありますが、副委員長に茂呂委員を互選することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、民生常任委員会副委員長は茂呂委員と決定いたしました。

それでは、副委員長にご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（茂呂健市君） 考えていませんでした。今聞いていたところでは皆さんがいろいろな委員会で長なり副やっているということなので、なかなかしゃべることと書くことが得手ではないものですから、皆さんにはご迷惑をかけると思うのですが、そういうことであれば頑張りたいと思います。よろしくお祈いします。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

それでは、茂呂委員、副委員長席にお移りください。

お願いいたします。

〔茂呂委員、副委員長席に着席、執行部着席〕

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） それでは、次の議題に入りたいと思います。

次に、日程第1、議案第58号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） おはようございます。それでは、ただいまご上程いただきました議案第58号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）についてをご説明申し上げます。議案書につきましては29ページから33ページ、議案説明書は2ページから7ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の2ページをお開き願います。提案理

由でございますが、本年3月末に国の基準の一部改正が行われたことに伴い、栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正を要することとなりましたが、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定により専決処分により一部改正を行わせていただきましたので、議会にご報告の上承認を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、第11条において規定の整備を行うこと、第30条において引用条項を改めること、第32条において指定介護予防支援事業者等に対して介護予防訪問看護計画書等の提出を求めることとあります。参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

4ページ以降に改正案の新旧対照表がございますので、詳細はこちらで説明をさせていただきます。4ページをお開きください。改正の内容を説明する前に、本条例において介護予防支援という文言が出てまいります。これは、要介護認定、要支援認定におきまして、要支援と認定された方に対するケアプランを作成する事業者について定めたものでございます。地域包括支援センターが市の指定を受けて、この指定介護予防支援事業所として活動する際の人員及び運営基準等を定めたものでございます。

まず、上段の第11条、身分を証する書類の携行の規定では、事業者は担当職員に身分証明書を携行させ、初回訪問時または提示を求められたときは提示することの指導を義務づけておりますが、字句の整理をさせていただいたものでございます。

次に、中段第30条、記録の整備の規定、第2項第1号、第2号の国の引用条項が変更になりましたので、修正をするものでございます。

次に、下段の第32条、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針の規定では、介護予防支援を行う上での具体的な方法を定めております。第12号といたしまして、ケアプラン作成担当者はサービス提供事業所が作成する個別援助計画の提出を求める規定を追加し、従来の第12号以降を1号ずつ降番させるとともに字句の整理を行ったものでございます。

次の6ページ、7ページをお開きください。7ページ最下段でございますが、第28号として介護保険法第115条の48の規定、いわゆる地域ケア会議から協力要請があった場合の対応を追加したものであります。

以上で議案説明書の説明を終わります。

続きまして、議案書29ページをお開きください。この29ページが議案第58号の上程文、次の30ページが専決第2号の専決処分書、次の32ページからが条例の改正文となりますが、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略いたします。

恐れ入ります。33ページをお開き願いたいと思います。33ページの附則でございますが、施行期日を平成27年4月1日からとしております。

以上で議案第58号、専決第2号、条例第27号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い

いたします。

○委員長（平池紘士君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 議案書のほうでは33ページになるかと思うのですが、32条の28号ですか、この条文というのは新規というか新しくつくった条文だというふうに理解しているのですが、特に末尾の部分なのですけれども、「これに協力するよう努めなければならない」という表現なのです。例えばその前の12号では「提出を求めるものとする」という結構強い言い方になっているのですけれども、28号についてはちょっと何か表現が弱いのかなというふうに感じるのですが、この意味合いについてご説明いただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ご質問にお答えいたします。

まず、今のご質問でございますが、今回の条例の中にはいわゆる努力義務、努めなければならないという、そういう項目と、必ずやらなければならないという必置義務、それらのものが混在をしております。第12号の部分のところにつきましては、これは非常に重要な案件ということで必置義務ということで「求める」というような、そういう表現になっておりまして、第28号につきましては協力を努力義務というような、そういう部分のところでは置いておりますので、「努めなければならない」という、そういう表現にさせていただいているところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） やはり32条関係ですけれども、今度新しく12号というのですか、訪問看護計画書というのは、今までは作成はしていたのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 第12号につきましては、これは従来からもございました。このような形での訪問看護計画書、これらの部分のところというものも作成しておりました。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 質疑というより要望になろうかと思うのですが、やっぱり32条の12号の部分で担当職員はということで今回この条文のほうに、例えば事業の人員ですとか、設備とか運営について、そういう必要な書類というか計画の提出を求められるということで、これは本当にいいことかなと思うわけですが、これは提出を求めるのが本来のあれではなくて、私疑問に思っているのはこの担当職員のレベルというか、中身の精査ということが非常に大事なところではないかなと感じているわけです。だから、その職員の精査能力について、やっぱりこれからもっとレベル上げていっていただきたいなという要望させていただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 要望でよろしいですね。

○委員（福田裕司君） はい。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第58号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第2、議案第59号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第59号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）についてをご説明申し上げます。議案書につきましては34ページから48ページ、議案説明書は8ページから53ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の8ページをお開き願います。提案理由でございますが、さきにご承認いただいた議案第58号同様、国の基準の一部改正に伴い、栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正を要することとなりましたが、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定により専決処分により一部改正を行わせていただきましたので、議会にご報告の上、承認を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、大きく6点ございます。まず、1、複合型サービスの名称を看護小

規模多機能型居宅介護に改めること。

2、第61条において、認知症対応型通所介護事業の目的を明確にすること。

3、第79条において、認知症対応型通所介護事業者に対して事故発生時の対応を求めること。

4、第86条において、小規模多機能型居宅介護事業所の定員を29人にすること。

5、第114条において、認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数を地域の実情によっては3にすることができること。

6、第152条において、サテライト型居住施設の介護支援専門員の数を規定することであり、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の10ページ以降が新旧対照表でございます。こちらで説明をさせていただきたいと思いますが、修正箇所が多岐にわたりますので、字句と引用条文の修正につきましては説明を省略させていただき、内容の変更等の主要部分のみ説明をさせていただきたいと思います。

なお、この条例は介護保険サービスを提供する事業所には、県が指定をする事業所と市町村が指定をする事業所がございますが、市が指定をするサービスのうち要介護と認定された方に対してサービスを提供するための事業の概要を定めたものでございます。これらのサービスをタイトルにもございます地域密着型サービスという名前と呼んでおりまして、その運営基準等を定めたものとご理解いただければというふうに思います。

それでは、恐れ入りますが、11ページをお開きいただきたいと思います。11ページ3行目でございますが、目次の改正で複合型サービスというサービスがございましたが、この名称が看護小規模多機能型居宅介護に変更になったものであり、次の13ページ、こちらの1、2行目にもそれに伴う修正が出てまいります。

恐れ入ります。15ページをお開き願いたいと思います。15ページ中段下に第61条がございますが、認知症対応型通所介護の規定でございます。この事業目的に生活機能の維持、向上、これを明記することによりまして、事業目的を明確にしたところでございます。

恐れ入ります。17ページをお開き願いたいと思います。17ページ、一番下の部分でございますが、第79条の2でございます。認知症対応型通所介護事業者に事故発生時の必要な措置を求めたものでございまして、次の19ページ、こちらにかけて第1項がございますけれども、これが事故発生時の連絡先、これを定める内容。19ページの3行目、第2項、措置の記録。次の第3項、損害賠償、これらのものを定めたものでございます。

恐れ入ります。25ページまで飛んでいただければと思います。25ページ上段の第86条でございますが、第1項で小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の上限を従来25人ございましたが、29人に改正をしてございます。その関係で第2項、登録定員に合わせた通いサービスの定員を定めるとしまして、登録定員26人、27人では通いの利用定員が16人、登録定員28人では17人、29人では18人としたものでございます。この小規模多機能型居宅介護事業というのは、通い、訪問、宿泊、これ

を一体的に提供するサービスでございまして、登録定員を定め、そのうち通いは何人まで、宿泊は何人までというような、そういうことを規定している関係上このような規定になっております。

恐れ入りますが、29ページをお開き願いたいと思います。29ページ、6行目の第114条であります。認知症対応型共同生活介護いわゆる認知症のグループホームについてでございます。ただし書きといたしまして、用地の確保が困難であるなど、地域の実情によりこれまでの共同生活住居1または2に特例として3とすることができることを規定したものであります。これにつきましては、従来認知症グループホームは9人のユニットを2つまでというような規定がございましたが、それを特例として3つまで認めるというような形で緩和をしたものでございます。

恐れ入りますが、35ページをお開き願いたいと思います。一番下の部分のところでございますが、152条に第17項を追加し、サテライト施設の介護支援専門員の配置人数を明記したものであります。

次に、39ページをお開き願いたいと思います。まず、上から3行目でございますが、第9章の事業名称が複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に変更になったことによりまして、それ以下の本文内の字句をこの看護小規模型の文言に修正をしたものでございます。

以上で議案説明書の説明を終わります。

続きまして、議案書34ページをお開き願いたいと思います。議案書34ページにつきましては、議案第59号の上程文でございます。次の35ページが専決第3号の専決処分書、次の36ページからが条例の改正文となりますが、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

恐れ入ります。飛びますが、48ページの附則をごらんいただければと思います。附則でございますが、この条例の施行期日を平成27年4月1日からとしております。

以上で議案第59号、専決第3号、条例第28号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 1点お伺いします。

議案説明書の30ページですが、この136条、これが同意を求めるということが削除になっていますけれども、同意を削除した理由をお伺いいたしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） この136条につきましては、有料老人ホーム、この部分のところの規定、この部分のところというものが書いてございますけれども、この有料老人ホームにつきましても、法定代理受領サービスを受けるという部分のところというもの、これは利用者が同意があれば本人が1割を負担して残りを介護保険のほうから請求できるという、そういう仕組みであったわ

けですけれども、今回の改正で全て本人の同意なしでもいわゆる現物給付のそういう部分のところの対象にできるというような、そういう形になりましたので、その同意の項目を削除させていただいた部分でございます。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今回の改正の概要ということで大きく分類すると6点で、その2番目の第61条関係で、今回61条で新たに生活機能の維持または向上を目指しというのを条文に追加していると思うのですが、この具体的内容というか、追加文書のどういう意味合いを想定しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 従来認知症対応型の各サービスにつきましては、なかなか認知症の状況、そういうものを考えますと、維持していくこと、あるいは向上していくこと、そういうものが難しいというふうに言われておった部分がございますけれども、現在医学等の発達、そういう部分のところも踏まえ、または対応技術の向上、そういうものもされたことによりまして、基本的には認知症対応型のサービスであってもきちんとその人の生活を維持させていく、あるいは向上させていくことができるのだと。デイサービスで日々通いながら、生活習慣を高めながら、そういう取り組みをしていくことが必要なのだということが盛んに今言われておりますので、それらのものを表現化する形でこのような表現とさせていただいたところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 確認ですけれども、この名称が複合型から看護何とかというようになりましてけれども、サービスの内容は全く変わらないということによろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） サービスの内容は変わりません。従来の部分のところ複合型といっても何が複合型なのだというので、非常にわかりにくい表現ということで、看護もついた小規模の多機能、先ほど言った通り、訪問、宿泊、そこにいわゆる訪問看護、看護もつくというような、そういう部分のところのサービスを想定しているところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 86条関係ですけれども、説明書で25ページで、登録定員が29人まで拡大することによって介護職員というのですか、人員のほうの規定というのは変わらないのですか。何人までは何人いなくてはならないとかってあると思うのですが、それは変わらないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 職員の人員配置につきましては、国の基準あるいは県の条例等いわゆる職員1人に対して入居者何人というような、そういう形でのものは決まっております。その関係で定員が増えることによりまして、職員数も増える部分のところというものが出てくる職種も

ございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その人員については、ここでは規定はしていないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 人員等につきましては、先ほど申し上げましたように国のほうの規定、あるいは県の規定の中で明確に決められておりまして、その基準を運用する形になりますので、こちらのほうでは具体的に盛り込んでおりません。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 議案説明書でいうと17ページです。79条、これにつきましても、この事故発生時の対応ということで新しい条文になったのかなというふうに感じております。中身についてはよく精査された文面になっていると思うのですけれども、例えばこれ他の自治体と比べまして、この栃木市はどうかのかなというのはちょっとあれなのですけれども、例えば他の自治体と比較しまして栃木市の特色が出ているとか、ここの部分はそうだよとか、そんなのがあったら教えていただければと思います。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 事故の関係で特色、市の特徴的なそういう部分のところということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高齢福祉課長（首長正博君） 栃木市エリアが非常に広がってきております。介護の事業所の数も非常に多くなってきている、そういう部分のところの中で、これは大きなものから小さなものまで事故というものも起きてきている、そういう部分のところございますが、基本的にはその事故が発生した場合の後の対応について、どこでも同じですけれども、速やかにご報告をいただくという部分のところが必要になります。

その事業所からご報告のあった案件につきましては、市のほうが改めて訪問して、その内容とかを確認をする、あるいはどういう改善をしていったらいいかということについてのご相談に乗るということ、これは今までしておりませんでした。4月以降そういう形の部分のところも直接訪問をして、施設の方と直接話をして、改善策等について市の考え方も伝えていくというような、そういうキャッチボールを始めるような形の部分のところを進めておりまして、こういう取り組みは県内でもそれほど多くないのではないかとこのように考えております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、別なところで、先ほど86条、25ページ、ご説明あったのですけれども、ちょっと理解していないので、確認ということでさせていただきたいと思います。

登録定員と利用定員の話なのですが、ここで例えば26人または27人では利用定員が16人と。あと

以下書いてあるとおりなのですけれども、これは通いの方の人数ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ご質問のとおりでございまして、その一つの事業所に例えば29人登録という形をとっていけば、1日の通いは18人までオーケーですというような、そういう形での決まりになります。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） あと、同じページ25ページになるのですけれども、92条の2項ですか、これは質の評価を行い、行いにしていますよね、今回。従来ですと、定期的に外部の者による評価を受けてという文言がなくなっているのですけれども、この削除の理由を教えてください。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 従前は、この小規模多機能というサービスが非常にまだ数が少ない、そういう部分のところがございまして、制度が安定するまでの間きちんとした外部の評価、そういうものも含めて対応していくというような、そういう規定を国のほうでもとっておりましたが、かなり事業が浸透してきて、それぞれの施設でも自己評価等も徹底をしてきたというような、そういう部分のところがございしますので、その規定が削除されたものでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第59号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第3、議案第60号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ

ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(首長正博君) それでは、ただいまご上程いただきました議案第60号 市長の専決処分事項の承認について(栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定)についてをご説明申し上げます。議案書につきましては49ページから55ページ、議案説明書は54ページから71ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案書説明書の54ページをお開き願います。提案理由でございますが、議案第58号、第59号と同様に国の基準の一部改正に伴い、栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正を要することとなりましたが、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定により専決処分により一部改正を行わせていただきましたので、議会にご報告の上、承認を求めるものでございます。

改正の概要でございますが、大きく5点ございます。1点目が第8条におきまして、介護予防認知症対応型通所介護事業所が設備を他の用途に使用した場合の市長への届け出。

2、第38条において、介護予防認知症対応型通所介護事業所が他のサービス提供により事故が発生した場合の措置。

3、第45条において、複合型サービスの事業名称の変更。

4、第48条において、小規模多機能型居宅介護事業所の定員を29人にすること。

5、第75条において、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数を地域の実情によっては3にすることができることの5点であります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の56ページ以降が新旧対照表であります。修正箇所が多岐にわたりますので、字句と引用条文の修正につきましては説明を省略させていただき、内容の変更等の主要部分のみ説明をさせていただきます。

この条例でございますが、前の議案第59号と同様、市が指定管理を行うサービスいわゆる地域密着サービスでございますけれども、そのうち第59号は要介護者に対するサービスでございましたが、こちら第60号につきましては要支援の方にサービスを提供する事業を定めたものでございます。そのため要介護と内容が重複している部分のところがございますので、ご了承願えればというふうに思っております。

それでは、57ページをお開き願いたいと思いますが、57ページ4行目が第8条の改正で、第4項

に介護予防認知症対応型通所介護事業所が設備を他の用途に使用した場合の市長への届け出を追加したものであります。これにつきましては、基本的にはデイサービスの事業でございませけれども、別の目的で使うことも可能というような、そういう規定がございましたが、その別の目的で使う場合には市長へ届け出をなささいという規定を追加したものでございます。

次に、61ページをお開き願いたいと思います。61ページ上段の第38条であります。第4項に介護予防認知症対応型通所介護事業所が他のサービスを提供することにより事故が発生した場合、必要な措置を講じなければならないことを追加したものであります。これにつきましては、先ほどの第8条で他の用途にも使えるという規定を入れましたので、そこで事故が発生した場合の対応ということでございます。

恐れ入ります。63ページをお開き願いたいと思います。複合型サービス事業所の名称が看護小規模多機能型居宅介護事業所に変更になったことに伴い、字句の整理を行ったものでございます。これは、先ほど第59号と同じでございます。

次に、67ページをお開き願いたいと思います。上段の第48条であります。第1項で介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の上限を25人から29人に改正する。第2項で登録定員に合わせた通いサービスの定員を定めることとし、登録定員26人、27人では通いの利用定員16人、登録定員28人では17人、29人では18人としたもので、こちらも要介護者と同様の取り扱いでございます。

次に、69ページをお開き願いたいと思います。69ページの下段の第75条でございますけれども、介護予防認知症対応型共同生活介護事業のただし書きとして、用地の確保が困難であるなど地域の実情により、これまでの共同生活住居1または2に、特例として3とすることができることを規定したものでございまして、これも要介護者の部分のところと同様でございます。

以上で議案説明書の説明を終わります。

続きまして、議案書49ページをお開きください。この49ページが議案第60号の上程文、次の50ページが専決第4号の専決処分書、次の51ページからが条例の改正文となりますが、議案説明書で説明申し上げましたので、説明は省略いたします。

飛びまして55ページをお開き願いたいと思いますが、55ページに附則がございます。附則におきまして、施行期日を平成27年4月1日からとしております。

以上で議案第60号、専決第4号、条例第29号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 69ページの第75条についてお聞きしたいと思います。

さっきの要介護のところでは聞けばよかったのですが、この3とすることができるという定

義の中で、用地の確保が困難であること、その他地域の実情により指定介護予防認知対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合と書いてあるのですけれども、具体的にどういうことなのか、例を挙げて教えていただければと思います。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） これは、国の基準から持ってきた部分がございますので、1つは都市部においてどうしても用地の確保がなかなか難しく1つないし2つの住居しかできなかった部分のところが、最近国の動向でいわゆる公共施設、その跡地等に福祉施設を利用するとか、そういう方針が出てまいりましたので、そういう部分のところで確保ができる、そういう状況等も出てきたときに3というような、そういう部分のところというものも可能、もしくはなかなか用地が確保できなくてその地域にグループホームができない場合、隣接の場所のグループホームを増設をして隣の地域まで賄うというような、そういう対応を想定しているものでございます。

また、もう一つの部分のところの経営効率化の部分のところにつきましては、これなかなか今介護事業の経営というのが非常に厳しい、そういう状況になってきておりまして、なかなかグループホーム、非常に手がかかる、きめ細やかな対応が必要でございますけれども、事業運営が2つの共同住居、18人では厳しいというような、そういう意見というものも多く出てきておりまして、それらの部分も踏まえた上で、条件を整えば3つまで可能というような形で直させていただいた部分でございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第60号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第4、議案第61号 市長の専決処分事項の承認について（栃木

市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

- 保険医療課長(藤平恵市君) ただいまご上程をいただきました議案第61号 市長の専決処分事項の承認について(栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)につきましてご説明を申し上げます。議案書は56ページから59ページであります。また、議案説明書は73ページから75ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の73ページをごらんください。提案理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することになったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をもって一部を改正したので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減の対象となる世帯については24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる世帯については45万円から47万円に引き上げることとするものであります。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容については、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、74ページ、75ページをお開きください。第23条第2号及び第3号であります。改正箇所は太文字でアンダーラインの引かれた箇所であります。現行では、第23条第2号については24万5,000円、第3号については45万円となっておりますが、これを第23条第2号については26万円に、第3号については47万円に改めるものであります。

続きまして、議案書によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の59ページをお開きください。条文につきましては議案説明書で説明いたしましたので、省略をいたします。附則であります。この条例は平成27年4月1日から施行するというものであります。

また、改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 委員長(平池紘士君) 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

- 委員(白石幹男君) 法定減免の対象が増えるということですね。それぞれ5割と2割、どの程度対象世帯が増えるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今の段階では、概算の見込みとなりますけれども、軽減対象者数については約1,000名、世帯数については約80世帯、軽減額については約1,500万円増加するものと見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、今1,000名と言われたのは、5割、2割合わせてなのでしょうか。別々に言ってもらいたいのですけれども。

○委員長（平池紘士君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今の段階では、まだそこまでは算定してございません。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第61号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第5、議案第71号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第71号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は101ページから102ページ、議案説明書は113ページから115ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の113ページをお開き願います。提

案理由であります。国の定めます基準に基づきまして、保育士の数の算定の特例を設けることに伴いまして所要の改正を行う必要があるため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、保健師、看護師または准看護師を1人に限って保育士とみなす特例を附則に設けるというものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、114ページ、115ページをお開きください。改正の内容につきまして新旧対照表のほうで説明させていただきます。改正ですが、附則につきまして、まず第1項につきましてを施行期日といたしまして、第2項に保育士の数の算定の特例ということで、乳児4人以上を入所させる保育所に係る第24条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師を1人に限って保育士とみなすことができるというものでございます。これを追加するものでございます。

本条例につきましては、国が厚生労働省令で定めております児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というものに基づきまして策定をしているところでございまして、第24条の2項では保育所の保育士の配置基準というものを定めているところでございます。今回附則として追加する項目につきましては、この保育士の配置基準につきまして、国の基準では従来から保健師、看護師については1人に限って保育士とみなすことができるとされていたところでございますけれども、今回改正がございまして、准看護師についても保育士とみなすことができるということになったところでございます。

本市の条例におきましては、このみなし項目というものが今までなかったというところでございますが、今回国の基準に従うべき基準とされている項目であることもありますので、今回国の改正に合わせて国の基準と同様の項目を追加するというものでございます。

以上で新旧対照表の説明を終わりました。次に議案書の説明をいたしますので、議案書の102ページをお開きください。

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するというものでございまして、変更内容につきましては新旧対照表で説明をいたしましたので、説明を省略させていただきます。

次に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 改定の内容については、ほぼ理解することができたのですが、中身に

ついて若干質問をさせていただきたいと思います。

この条文でいきますと、看護師または准看護師1人に限って保育士とみなすことができるということなので、とりあえず保育士業務もできるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 保育士業務といいますか、保育士と一緒に保育に当たるといふことの考え方になるかと思いますが。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 実務のことで私もよく理解していないので、申しわけないのですが、例えばそうなりますと、なりますとというか、なっているのだからしょうがないのだけれども、例えば保育士としてのスキルなんかというのは、そういうのは十分なのかなというところを懸念するのです。その辺どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるように確かに保育士と看護師というスキルといいますか、やっていることが多少違うというのがあるかと思いますが。ただ、保育ということでは、子供の面倒を見るというところでは一緒にやっていけるということで、こういった規定ができていくことになるかというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 質問がちょっとずれてしまうかもしれないですが、これというのは現在の保育士不足とか、そういう影響からも、こういうふうに国でなると、国のこと聞いても質問にならないとは思いますが、何かそれとの関連性というのはあるのですか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） この改正というか、その看護師、保健師を置くというところでは、以前、平成10年までは乳児が9人以上いる場合には置かなければならないというような必置規定がございまして、その後これが改正されて必置ということではなくなったのですが、やはり乳児については体調の変化が起こり得るというようなところで、なるべく置いたほうが良いというようなことで、引き続きというような状況があります。この中で、保育士不足ということではなくて、よくその乳児を見るというところでは、看護というのですか、そういった知識のある人もいたほうが良いというようなところで置いているところがあります。

今回の改正については、逆に看護師不足というのが今言われている中で、看護師、保健師を置きたいのだけれども、不足して置けないという状況があって、地方のほうから国に要望を上げて、准看護師も認めてほしいというようなことでの改正になった経緯がございまして。そういったことで今回保育士ということではなくて、看護師の不足ということで准看護師が増えたという形になってございまして。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、第2項のところなのですが、当分の間という文言が入っているのですが、国のほうの改正のほうで当分の間というのが入っていたのかと思慮いたしますが、その辺の経緯と、またこの当分の間というものの解釈、どういった状況になればこのみなしを解消するか、そういったことがあるかと思うのですが、ご答弁いただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） まず、当分の間というのは、国の基準にも入っているということで同じように定めさせていただいたところなんです。当分の間がいつまでかということなのですが、これについてははっきりと何年間とかということは決められていませんで、状況的に看護師等置かなくてもいいような状況があればということなのだと思いますが、はっきりと国のほうでもいつまでということはまだ定められていないという状況でございます。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） では、この当分の間というのは、状況が改善されるまでという理解でよろしいわけですか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 議員のおっしゃるとおり、そういうことになるかと思えます。

○委員（氏家 晃君） はい、了解です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの答弁で、保健師、看護師、准看護師は新たですけれども、配置する基準が廃止されたというふうな、平成10年でしたか。そうしますと、現在は配置する義務というのは保育園にはないということによろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 配置の義務については現在ございません。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういう中で看護師とか保健師を配置している保育園がありますけれども、栃木市ではどういう状況でしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 栃木市では、今公立の保育園では4園が看護師、保健師を配置しております。それから、民間で4園、看護師を配置しております。ただ、それぞれ保育士とみなして配置しているということではなくて、保育士の数については基準を満たしている中で、それとは別に保健師、看護師を配置しているという状況になってございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保健師、看護師、准看護師で、役割が、保育園の中でその職業としての役割

があるから配置しているということですよ。ふだんは保育園の中でこういった仕事をしているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） ふだんはやっぱり看護師の場合には、低年齢児ですね、乳児の体調の管理というのが一番変わりやすいところありますので、基本的には乳児の部屋に入って一緒に保育の面倒を見たりとか、当然体調悪い子が出てくればその子の面倒を見るというような形での対応をしているという形だと思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 基本的には乳児が大変だからという、そういう病気とかあるので、そういった配慮して配置しているということで、実際的には保育園全体の健康管理なり、そういったものを見ているというわけですよ。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） そうです。保育園全体の子供の健康管理みたいなところも見てという状態でございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回4人以上ということになりますと、保育士の基準は3対1ですか、乳児3人に対して1人を配置するというので、今回これが認められるということになると、もし看護師なりがいた場合は、乳児が4人以上になっても保育士としては1人で済むということになるわけですか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） そうです。一番最低のラインで乳児が4人しかなくてというようになりますと、保育士の配置が3対1ということになっていきますので、保育士が2人必要になると。そのうちこのみなし規定を使うとすると、そのうちの1人は看護師なり准看護師でいいということになりますので、保育士1人の看護師1人で保育してもいいというのですか、そういうことになるということですか。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一つ聞いておきます。

公立で4園、あと民間で4園が配置しているということですが、人数的には各1人なのではないでしょうか、公立なり。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 基本的に公立では1人ずつ配置をしております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと民間の4園については、この配置するに当たって市からの補助金とか、

国からの補助金とかというのは出ているのですか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 基本的には補助とかというのは出しておりませんが、ただ民間で病児保育と病後児保育という形で看護師を置いているがあります。そちらの部分については、加算という形で運営費のほうの加算がされているところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、今回栃木市は今まで設けていなかったみたいなのですが、一般的には准看護師を入れたということで、看護師と准看護師の違いというのですか、それはどのようなのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません。看護師につきましても、療育とか診療の補助ということになっていますが、准看護師については、規定からいくと世話をするためには医師とか歯科医師、看護師等の指示が必要というふうなことでされています。ただ、保育士自体ではその医療行為をするということではないので、指示とかということでもなくともという考え方で今回入れているということでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、この条例制定に反対の立場で討論いたします。

保育士のかわりに看護師、准看護師、保健師を入れるということで、本来そういった人たちというのは保育園の健康管理なり、それで手いっぱいだと思うのです。また、4名以上になった場合、本当は2人保育士を配置しなければならないのに1人で済むというような状況で、保育環境も質も落ちるということで、今回の議案には反対いたします。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第71号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛成 茂呂健市 小久保かおる 氏家 晃 天谷浩明 永田武志
福田裕司

〔 反 対 白石幹男 〕

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 02 分）

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 15 分）

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第6、議案第72号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご上程いただきました議案第72号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は103ページから104ページ、議案説明書につきましては117ページから119ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の117ページをお開き願います。まず、提案理由であります、国が定めております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正をすることについて議会の議決を求めるというものでございます。

改正の概要につきましては、まず1つ目としまして、小規模保育事業A型における保育士とみなすことができるものに准看護師を加えるということ、それから同様に2つ目の小規模保育事業B型、3つ目の保育所型事業所内保育事業、それから4つ目の小規模型事業所内保育事業において、それぞれ保育士とみなすことができるものに准看護師を加えることということでございます。参照条文につきましては、説明を省略をさせていただきます。

次に、118ページ、119ページをお開きください。まず、改正の内容についてですが、本条例につきましては先ほどの児童福祉施設の条例同様、国の定めております基準に基づきまして策定をしております、今回国の基準が改正されましたことから、これに合わせて改正を行うというものでございます。

具体的な改正内容でございますが、新旧対照表でございます、まず第29条につきましては、これ

につきましては小規模保育事業所A型の職員に関する規定でございますけれども、この第3項におきまして現行では保育士とみなすことができる者について保健師または看護師となっているところを保健師、看護師または准看護師ということで、准看護師を加えるように改正をするというものでございます。

同様に、第31条につきましては、小規模保育事業B型の職員に関する規定、それから第44条につきましては保育所型事業所内保育事業所の職員に関する規定、それから第47条につきましては小規模型事業所内保育事業所の職員に関する規定ということで、それぞれ第3項に定めております保育士とみなすことができる者に准看護師を加えるという改正でございます。

以上で新旧対照表の説明を終わりました、次に議案書のほうを説明いたしますので、議案書の104ページをお開きください。

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するというものでございまして、以下については新旧対照表で説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上もちまして説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 説明書116ページなのですが、先ほどの71号と関連するのですが、准看護師、これは都道府県知事の認可、看護師が厚生労働大臣の認可で、やはり先ほど福田委員言われましたようにスキルの面でも若干差はあるかなと思うのですが、民間で准看護師を配置している事業所はあるのか。また、この人一人で少ない小規模の事業所に当たるとなった場合の万が一の対応を市としてはどのように考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） まず、1点目の准看護師を配置しているところはあるかということですが、それについては今のところはありません。

それから、2点目の准看護師の何かあったときの対応ということですが、これについては看護師一人で対応するというのではなくて、保育士と一緒に対応するということになっておりますので、その辺は一緒に対応して、市としても何かあった場合にはそういうふうに適切に対応していきたいということで考えております。

○委員長（平池紘士君） はい。ありがとうございます。

もう一点あったと思うのですが。

○委員（永田武志君） 済みません。一問一答でなくて。

中野課長。

- 保育課長（中野達博君） 済みません、最初に現在准看護師が配置されているところがあるかどうかということがそうだったのですか。それについては現在の時点ではおりません。配置されているのはみんな看護師という形になっています。
- 委員長（平池紘士君） 永田委員。
- 委員（永田武志君） 要望なのですが、先ほど白石委員のほうからも71条のことで、やはり万が一のことを考えて、どうしても危惧する面が私も個人的にございます。そのようなことのないように看護師または保育士ともども、そういった准看護師を登用させる事業所が出てきた場合には、くれぐれも以前ございました誤嚥事故の二の舞とかにならないように、ご配慮、指導いただきたいと思えます。要望です。
- 委員長（平池紘士君） 福田委員。
- 委員（福田裕司君） この72号につきましては、書いてあるとおりで、今度准看護師の仕事の業務の役割とか責任とか幅が広がるということは、理解できました。それで、先ほどの説明の中で本市には4園、4人の看護師がいるということで、今度かわりとして准看護師もそれに準ずるといいうことになるのだと思うのですけれども、その准看護師の絶対数というか、数は足りているのですかというところを聞きたいのですけれども。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） 大変申しわけございません。准看護師の人数とかその辺については申しわけございませんが、ちょっと把握をしておりません。
- 委員長（平池紘士君） よろしいですか。
- 委員（福田裕司君） いいです。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） この家庭的保育事業等の保育園については、新しくできたのですけれども、まず確認しておきたいのはこの保育士の配置です。これはどのようになっていますでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） 保育士配置の基準ということでよろしいでしょうか。
- 委員（白石幹男君） はい。
- 保育課長（中野達博君） A型につきましては、保育者は全て保育士ということになってございます。それから、B型につきましては、2分の1以上が保育士。それから、その次の保育所型の事業所の保育につきましては、全て保育士。それから、次の小規模型の保育事業所内保育事業所については、2分の1以上を保育士という配置基準になってございます。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） そうしますと、保育士ではない人も、A型については保育士全員ですけれど

も、31条と47条のところについては2分の1が保育士ですから、その半分は保育士の資格がなくても大丈夫という規定になっているのですね。それでよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） おっしゃるとおり半分以下については、研修等は受けるということになっていますが、保育士の資格を持っていなくてもいいということにはなってございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 71号のとき余り議論はしなかったのですけれども、今まで看護師までだったのだけれども、今度は准看を入れるということで、もう一度看護師と准看護師の技量の差というのですか、これはどのように考えていますでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 准看護師については、指示を受けてというふうなことになると思いますが、実際に子供を診るところでは、指示を受けないといけないような行為というのですか、そういったところではなくて、体調管理とかそういったところでの対応ということになるかと思えますので、准看護師ということであっても対応できるのかなというふうに考えてございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この72号も71号と同様に反対といたします。

理由は同様ですけれども、この家庭的保育事業のほうの小規模の保育については、もともと保育士ではない人も保育に当たれるというような状況があつて、保育の質も非常に低下する懸念があります。それに加えて准看護師、看護師を入れるということになれば、ますますそういう状況が深まるということで、この72号についても反対をいたします。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第72号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	天谷浩明	永田武志
		福田裕司				
〕	反 対	白石幹男				

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第7、議案第73号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご上程いただきました議案第73号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は105ページから106ページ、議案説明書は121ページから123ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の121ページをお開き願います。まず、提案理由であります、藤岡地域の三鴨保育園、部屋保育園、それから藤岡保育園につきましては統合整備をいたしまして、新たに藤岡ハートランド保育園を開園することに伴いまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保育所条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、第2条関係になります、栃木市藤岡ハートランド保育園を加えること。それから、栃木市三鴨保育園、部屋保育園及び藤岡保育園を削ることでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、122ページ、123ページをお開きください。改正の内容についてご説明させていただきます。まず、藤岡地域の統合保育園につきましては、ご承知のとおり現在園舎の新築工事を進めているところでございまして、平成28年4月の開園を予定しております。この園名につきましては、地域の皆様に親しまれるというようなこともありまして、公募を行いまして195人の方から応募をいただいたところでございますが、この中から名称の選定会議におきまして藤岡ハートランド保育園というものが選定をされ、市といたしましてはこの名前を保育園の名前としたいということで決定したところでございます。

それでは、その改正の内容でございますが、新旧対照表、第2条の表でございます。まず、現行の表にあります栃木市三鴨保育園、栃木市部屋保育園、栃木市藤岡保育園につきましては、新しい保育園に統合されまして廃止ということになりますので、削除をいたします。それから、新たに統合保育園ということで、栃木市藤岡ハートランド保育園、ただいま名称については経緯を説明させていただきましたが、藤岡ハートランド保育園を新たに2条の表に追加するというものでございます。

以上で新旧対照表の説明を終わります、次に議案書を説明させていただきますので、議案書の

106ページをお開きください。栃木市保育所条例の一部を次のように改正するというものでございまして、以下につきましては新旧対照表で説明をいたしましたので、説明を省略させていただきます。

次に、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

以上もちまして説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第73号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第8、議案第74号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第74号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書につきましては107ページから108ページ、議案説明書は125ページから127ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の125ページをお開き願います。提案理由であります。介護保険法の一部改正に伴い、第1号被保険者のうち介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者、この方につきましてはいわゆる低所得で保険料第1段階に属する方、栃木市の場合11段階制をとっておりますが、その一番低い第1段階に属する方でございます。この方の介護保険料の軽減を図るため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて議会の議

決を求めるものであります。

改正の概要でございますけれども、第1段階の方の保険料率を年額3万600円から2万7,540円に軽減することです。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

126ページ、127ページをお開きください。改正する条例の内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。第3条におきまして、保険料率について規定をしております。高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方及び生活保護の被保護者、世帯全員が市民税非課税の方で前年の合計所得金額が80万円以下の方、今お話をしました2つの要件に該当する方、これらの方がいわゆる第1段階の方になります。この方につきましては、年額3万600円という形で本年4月から始まりました第6期の計画内では保険料設定をしておりますが、今回の改正で同号の規定にかかわらず年額2万7,540円とする旨、これを第2項として太字の部分のところでございますが、追加をするというような部分のところのものでございます。

第1段階の方につきましては、基準額の0.5という計算で算出をしておりましたが、今回0.05につきまして0.5から引くと、つまり第1段階の方を0.45にするということで、消費税の増税に伴う国の支援というような部分のところがございます、この関係で保険料について減額をさせていただくという部分のところがございます。

以上で新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の107ページをお開きください。107ページにつきましては、条例改正の上程文でございます。

次の108ページでございますけれども、本文につきましては新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただき、附則のみ説明させていただきます。

施行期日でございますけれども、第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行する。適用区分といたしまして、第2項、改正後の栃木市介護保険条例第3条第2項の規定は、平成27年度分の介護保険料から適用し、平成26年度分以前の年度分の保険料については適用しないというものでございます。

以上で議案第74号の説明終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） この改定におきまして、栃木市における対象者というのは、どれぐらい想定されているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） これは、保険料算定時の推計でございますけれども、第1段階の方につきましては、6,950名を想定しております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 同じく、額についても教えていただければと思います。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 保険料につきましては、先ほど申し上げましたように年額3万600円を2万7,540円に減額をします。この部分のところを月額に直すという部分のところ、実は保険料の納め方がそれぞれ人によって年金天引き等で違いますので、単純月額に置きかえることはできませんが、今回比較のために単純に12カ月で割り返してみますと、従来であれば月額2,550円のところが今回の減額によりまして2,295円、254円減額というような形になります。

想定される部分のところの保険料でございますけれども、基本的には2,126万7,000円ほど保険料収入は減というような形になるということを予定しておりますが、これにつきましては後ほど補正予算等で国ないし県のほうから、いわゆる繰り入れというような形の部分のところの資金援助ございますので、それについてご説明させていただきたいと思っております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 新しい保険料になって被保険者に対しては通知が行っているわけですが、この減額について周知というのですか、そういった方法はどのように考えているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 首長課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） この減額につきましては、6月議会上程をさせていただきましたが、4月10日に国のほうの予算が決定した部分のところ6月議会上程になりました。議員の皆様方には、3月のこの保険料率を設定する際にそういうことが行われる予定だということで事前にご説明申し上げておまして、その旨も含め広報等で市民の皆様の方にもご案内をさせていただいている部分のところでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第74号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第9、議案第64号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げますので、第1次補正予算書の26、27ページをお開きください。2款1項13目諸費、補正額442万1,000円の増額であります。説明欄、国県支出金返還金社会福祉課につきましては、平成26年度における臨時福祉給付金国庫補助金の交付額確定に伴う超過交付分返還のため、増額するものであります。

28、29ページをお開きください。3款1項3目高齢福祉総務費、補正額2,126万7,000円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰出金につきましては、第1号被保険者第1段階の方の保険料軽減強化のための公費負担分を特別会計に繰り出す繰出金であります。

30、31ページをお開きください。2項1目児童福祉費総務費、補正額1億9,219万4,000円の増額であります。説明欄1行目、保育課一般経常事務費につきましては、市で実施する保育施策を推進するに当たり、助言及び指導を適切に行うとともに保育を必要とする子育て家庭の身近なサポーターとして支援するため、あわせて保育に携わる者の保育の質の向上に資するため、新たに任用いたしました保育支援員の報酬であります。

次の認定こども園施設整備補助金につきましては、認定こども園への移行を予定する3つの幼稚園の施設整備に対する補助金について対象経費が増額されることにより補助金を増額するとともに、新たに認定こども園への移行を予定する2つの幼稚園、保育園の施設整備に対する補助金について追加をするものであります。

次に、4目児童福祉施設費、補正額663万円の増額であります。説明欄1行目、臨時職員共済費につきましては職員課所管であります。地域子育て支援センターの臨時職員賃金の補正増に伴う社会保険料の増額であります。

次の地域子育て支援センター大平運営事業費につきましては、人事異動により地域子育て支援センター大平の所長が大平南児童館長兼務となったため、臨時職員1名分の賃金の増額であります。

次の地域子育て支援センター西方運営事業費及び次の地域子育て支援センター岩舟運営事業費につきましても同様の内容でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、32、33ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額192万1,000円の増額であります。説明欄1行目、臨時職員共済費につきましては、これも職員課所管であります。次の歯科衛生士の雇用に伴う社会保険料の増額であります。

次の健康増進計画推進事業費につきましては、現在栃木市健康増進計画の重点領域の一つに歯と口の健康を設定するとともに、平成26年4月に栃木市歯及び口腔の健康づくり推進条例を制定し、歯科保健対策を推進しているところでありますが、より専門性を生かした歯科保健事業の企画、運営、評価が必要であることから、歯科衛生士を非常勤職員として雇用するもので、平成27年10月からの歯科衛生士1名分の報酬であります。

次の骨髄移植ドナー支援事業費につきましては、骨髄等を提供しようとする場合ドナー候補者は休業して望まなくてはならず、休業による経済的負担のため最終同意前に提供を断るケースが少なくない状況にあります。ドナー等の経済的負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の増加を図る必要があることから、ドナー及びドナーの勤務する事業所に対して補助金を交付するもので、申請2件分を計上しております。

次に、2目予防費、補正額112万6,000円の増額であります。説明欄、予防接種事業費につきましては、市が実施する予防接種によって原因が明らかとならない段階から入院を必要とする程度の重篤な症状や障がいにつながるおそれのある方に対し、実態に即した医療が受けられるように医療費及び医療手当等を支給するもので、平成27年2月に市に相談のあった1名分の扶助費であります。

以上で歳出の部分に関しては説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、申しわけございません、22ページ、23ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、1,063万3,000円の増額であります。説明欄、低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険料の一部改正に伴い、第1号被保険者の第1段階の方の保険料の軽減強化を図るため減額分に公費投入が図られることに伴い、国庫負担分の受け入れ見込額を増額するものであります。

次に、1つ飛んで15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、531万6,000円の増額であります。説明欄、低所得者保険料軽減負担金につきましても、同様の趣旨で受け入れる県負担分の受け入れ見込額を増額するものであります。

次に、2項2目2節児童福祉費補助金につきましては、1億3,902万3,000円の増額であります。説明欄、安心子ども対策特別事業費補助金（保育課）につきましては、認定子ども園への移行を予定する3つの幼稚園の施設整備に対する補助金について対象経費が増額されたこと、また新たに認定子ども園への移行を予定する2つの幼稚園、保育園の施設整備に対する補助金について県補助金を増額するものであります。

以上で歳入の説明は終わります。

続きまして、第2表、繰越明許費であります。お手数ですが、6ページをお開きください。3款

2項児童福祉費、事業名認定こども園施設整備補助金につきましては、補助をいたします幼稚園、保育園5園の施設整備のうち、幼稚園1園について施設整備の完了が平成28年度となる予定であることから、補助金を繰り越すものであります。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 33ページの骨髄移植ドナー支援事業費ということに関してなのですが、そもそも、本当にこの事業費を計上していただいたということに対して、骨髄移植を待っている患者の方は大変に喜んでいらっしゃると思います。これをどういうふうに市民の皆様へ周知するのか教えてください。

○委員長（平池紘士君） 大木健康増進課長。

○参事兼健康増進課長（大木富江君） 6月議会でご承認いただいた後に広報とちぎやホームページ、また報道機関への情報提供等を行っていき、市民へ周知していきたいと考えております。

○委員長（平池紘士君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） すごく大変にうれしいことなのですが、市民の方はドナー登録の仕方もわからないというのが現状だと思うのですが、この周知のときにドナー登録の仕方も周知いただけますようお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 要望ということでよろしくようお願いいたします。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） このことに関して医療機関との連携はどのようになっていくのでしょうか、教えてください。

大木課長。

○参事兼健康増進課長（大木富江君） 移植を行う医療機関は全国にまたがっておりますので、一つの全国の医療機関と情報を交換することは困難かと思っておりますので、骨髄バンクが全国の医療機関や登録者などを取り仕切っておりますので、栃木市のほうから骨髄バンクのほうに、栃木市ではこういう制度ができましたということを情報提供しまして、骨髄バンクのほうから医療機関のほうに情報提供していただけるものと考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 31ページの認定こども園施設整備補助金、今3つやっていて新たに2つということですが、具体的に園名とかわかればお願いします。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） まず、当初で挙げました3つの園につきましては、藤岡地域のバンビ幼稚園、これについては今年から認定こども園に移行はしていますが、施設を新設するというのでの補助になります。それから、栃木地域になります吹上幼稚園、それからアルス幼稚園、これが既に当初で挙げさせていただいた3カ所です。それから、追加になりましたのがやはり栃木地域の平川幼稚園、それからさくら保育園、以上全部で5施設ということになります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 認定こども園ということで、今度は幼稚園から2号、3号の認定についても保育できるということになりますけれども、この整備によってどの程度の定員が増えていくことになるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 2号、3号、いわゆる保育の部分の定員ということだと、5園合わせて定員的には330人増えることになります。ただ、幼稚園か認定こども園になるということで、いわゆる幼稚園の部分の1号認定というのですか、その定員のほうは若干減らすというような形になってくると思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第64号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了いたしました執行部の皆様はご退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第10、議案第65号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第65号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の9ページをお開きください。

平成27年度栃木市国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億4,047万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億9,864万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、56、57ページをお開きください。7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額23億4,047万4,000円の増額であります。説明欄、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、県内市町国保間における保険税の平準化、財政の安定化を図るための共同事業でありまして、今まで1件30万円以上の医療費が対象でありましたが、平成27年度から全ての医療費に対象が拡大されたことから、拠出金が増額になるため、補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、54、55ページにお戻りください。8款1項2目1節保険財政共同安定化事業交付金、補正額23億4,047万4,000円の増額であります。説明欄、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、先ほどご説明いたしました保険財政共同安定化事業に係る交付金でありまして、事業対象が全ての医療費に拡大され、交付額が増額となる見込みのため、補正増するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

それでは、質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 医療費全てが今度県で一括してというようなことだと思いますけれども、この57ページでいいますと、保険財政共同安定化事業拠出金というのが、この金額の決定というのはどういった形で決定されるのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 拠出金におきましては、県のほうの国民健康保険の連合会のほうで拠出金を算出してまいります。算出方法なのですけれども、実質比例ということで50%、人数比例ということで50%になります。そのパーセンテージにおきまして、過去3年間の保険者の医療費総額に伴いまして、算出をしまして、県内各保険者のほうに振り分けて交付されるものでございます。

以上でございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 例えば特別な事情があって医療費が増えたという事態に栃木市が陥った場合、この拠出金等、逆に歳入のほうの交付金ですか、この関係というのはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 拠出金が交付金を上回った、超過するというようなことを考えられるかと思うのですが、これにつきましては県の調整交付金というものがございまして、平成27年度から拠出超過額が交付金の1%を超えた場合については、その1%を超えた額を保険調整交付金によりまして補填するというので、急激な収支による財政悪化を防止するというような制度になってございます。

以上でございます。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第65号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第11、議案第66号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第66号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の13ページをお開き願います。議案第66号 平成27年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正につきましては、第1条、歳入予算の補正の款項の区分を及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるというものでございます。

補正予算書の61ページをお開きください。61ページは事項別明細書でございしますが、今回の補正は歳入のみとなります。この明細書のとおり1款保険料を2,126万7,000円減額し、9款繰入金と同額増額するもので、歳入合計は135億1,810万円で、増減はございません。

62、63ページをお開きください。1款1項1目第1号被保険者保険料の補正額は2,126万7,000円を減額するものであります。説明欄の現年度分特別徴収保険料、現年度分普通徴収保険料は、先ほど議案でご審議いただきましたように、保険料率第1段階に属する方の保険料を減額することによる保険料の減額であり、現年度分特別徴収保険料が1,932万3,000円の減、現年度分普通徴収保険料が194万4,000円の減であります。

続きまして、9款1項5目低所得者保険料軽減繰入金の補正額は2,126万7,000円を増額するものであります。説明欄の現年度分、過年度分につきましては、保険料率第1段階に属する方の保険料額の減額分を国2分の1、県2分の1、市一般会計から4分の1の割合で補填するための繰入金であります。

以上もちまして、平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第66号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（平池紘士君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 零時02分）